

令和4年度「青森市東部市民センター」に係るモニタリング評価結果（第1回）

青森市東部市民センターについては、青森市東部市民センター管理運営協議会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和4年7月21日

施設名	青森市東部市民センター
設置目的	社会教育法第20条の目的である、区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため設置しています。
所在地	青森市原別三丁目8番1号
指定管理者	【名称】青森市東部市民センター管理運営協議会 【代表者】会長 大坂 昭 【住所】青森市原別三丁目8番1号
指定期間	平成30年4月1日 から 令和5年3月31日 まで（5年間）

評価項目	実施内容	評価結果		
		適正	要改善	
管理について	適正な配置となっているか	午後5時以降の夜間帯における職員配置は、防犯対策上2名以上の職員をもって充てるべきところ、常時2名の体制とはなっていない。		○
	職員の研修が行われているか。	随時内部研修を実施しており、外部研修についても、年3回参加予定であり、適正に行われている。	○	
	保守点検業務が適正に行われているか。	保守点検業務等は、一部を外部業者と契約し、日常的点検と併せ、施設全般の保守点検が適正に行われている。施設設備等の修繕等は、中央市民センターと連携を図りながら対応しており、適正に行われている。	○	
	防犯、防災等緊急時の対応に的確な対応が行えるようになっているか。職員研修が実施されているか。	緊急連絡網、緊急時の外部委託の連絡先を事務室内に掲示しているほか、職員にも持たせている。危機管理マニュアルを事務室に設置し、職員に研修等で周知している。消防訓練は5月に1回目を実施し、2回目は10月に実施を予定しており、適正に行われている。	○	
	個人情報保護について適切な対応が行われているか。	団体登録書、使用申請書等の簿冊は鍵付キャビネットに保管し、不要な持ち出しがないようにしている。パソコンはパスワードで管理し、廃棄文書はシュレッダーで処理するなど、適切に対応している。	○	
	省エネに努めているか。	不要箇所の消灯や両面コピーを徹底するなど、継続して省エネに努めている。また、館内にポスターを掲示して来館者へも節電の取組に対して理解と協力を呼びかけており、適正に行われている。	○	
運営について	市民の平等利用が確保されているか。	利用団体相互による調整により、抽選会を行わなくても特定団体が優遇されることなく平等に利用されており、今後、調整が困難になった場合は、抽選を行うこととしている。また、規則等に従って利用者の平等利用に努めている。	○	
	利用者の要望、意見を把握し、運営に反映しているか。	事業実施の都度、利用者アンケートを実施し、次期事業の企画立案の参考としている。また、館内に意見箱を設置し意見要望等の把握に努めているほか、「市に寄せられた主なご意見と回答」を業務員で閲覧及び情報共有し、市民への対応の参考としている。	○	
	積極的に地域や関係団体と連携を図っているか。	センターの自主事業を開催する際には地元町会へ回覧板等で周知して参加を呼びかけるなど、地域との連携を図っている。	○	
	事業が計画どおり実施されているか。	感染症対策をとったうえで、事業は計画どおり実施されている。	○	
	市民への情報提供が図られているか。	講座に関するチラシ等の館内掲示及び町会回覧板での回覧により、適切に実施されている。	○	

【総合評価】

施設の管理状況は概ね適正であるものの、午後5時以降の夜間帯に常時2名の体制とはなっておらず、適正な人員配置とはなっていなかった。

運営状況については、市民の平等利用が確保されており、利用者の意見要望の把握と反映に努め、事業も新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで実施している。

今後も、引き続き施設の良好な管理運営に努めてほしい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

午後5時以降の夜間帯における職員配置は、防犯対策上2名以上の職員をもって充てることとしていたが、常時2名の体制とはなっていなかったことから、今後、改善が必要である。

指定管理者と協議を行いながら、早期に改善が図られるよう努めていく。

【担当課】 青森市教育委員会事務局 中央市民センター

【電話】 017-734-0163

【メール】 chuo-center@city.aomori.aomori.jp